

「帯広市児童保育センター（西エリア）」指定管理者の指定結果

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
西児童保育センター	帯広市西23条南1丁目125番地4
開西児童保育センター	帯広市西22条南3丁目14番地
森の里児童保育センター	帯広市西22条南4丁目12番地1
つつじが丘児童保育センター	帯広市西24条南3丁目40番地1

2 指定管理者

帯広市西13条南15丁目4番地1

社会福祉法人慧誠会

理事長 大江 徹

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで